

総合観光学会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、総合観光学会 (The Japan Society for Interdisciplinary Tourism Studies) と称する。

(目的)

第2条 本会は、観光およびそれに関連する諸問題の総合的研究を通じて、観光研究の発展に寄与するとともに、観光ビジネス並びに社会一般にそれら研究成果を還元することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究発表大会の開催
2. 学会誌・会報・単行本などの発行
3. 各種研究会・講演会・シンポジウム・セミナー等の開催
4. 委託研究および調査の実施
5. 研究の奨励および研究業績の表彰
6. 国内外の研究機関及び観光関連機関との交流
7. 本会の目的を達成するための事業

(本部)

第4条 本会の事務局は国内におく。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は以下の4種類とする。

1. 正会員 観光に関する各学問分野において学識経験を有する者、および観光に関する実務に従事する者でとくに観光研究に関心を有する者
2. 法人会員 企業・地方自治体および団体
3. 学生会員 原則として大学院に在籍し、観光研究に関心がある者
4. 名誉会員 本会において顕著な功績があった者、および海外の研究者で研究業績が顕著で社会に貢献しており、本会の Collaborator である者

(会員の資格)

第6条 本会の会員として入会を希望する者は、所定の手続きを経て申し込みを行い、理事会の承認を得るものとする。ただし本会にとって不相当とみなされた者は入会を拒否する場合がある。その内容については公表しない。

(会費)

第7条 本会の会費は以下の通りとする。会費は1年を単位とし、会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

1. 正会員 年 8,000 円とする
2. 法人会員 年 30,000 円とする
3. 学生会員 年 4,000 円とする
4. 名誉会員 会費納入の義務を要しない
5. シニア会員 (満 70 歳以上の正会員) 年 4,000 円とする

(退会)

第 8 条 退会を希望する者は、退会届けを提出し理事会の承認を受けるものとする。

2. 理事会は、会費を 2 年間滞納した者について、退会を求めることがある。ただし、未納会費を納付した場合には直ちに復会を認める。
3. 理事会は、本会の名誉を傷つける等、会員としてふさわしくない行為を行った者について、会員総会の議を経て退会させることができる。ただし、この場合理事会は本人に弁解の機会を与えなければならない。
4. 理事会は、会員が何らかの事由で長期にわたって学会活動に著しい支障を来す状況にあると判断される場合は、退会を求めることがある。

第3章 役員

(役員構成)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名以内
3. 常任理事 会長が指名した者
4. 理事 20 名以内
5. 監事 1 名以上
6. 評議員 若干名
7. 幹事 若干名

(会長)

第 10 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 会長は理事会において理事の中から選出され、会員総会において承認を得るものとする。
3. 会長の任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。

(副会長)

第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

2. 副会長は理事会において理事の中から選出され、会員総会において承認を得るものとする。
3. 副会長の任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。

(常任理事)

第 12 条 常任理事は、本会の組織・運営・財務・事業活動等第 20 条 2 に定める常任委員会の委員長として、本会の組織・運営・財務・事業活動等に関する枢要事項について審議し、各活動を分担して統括する。

2. 常任理事は、理事会において、会長の指名に基づき、理事の中から選任する。

(理事)

第 13 条 理事は、理事会を構成し本会の組織・運営・財務・事業活動等について審議し、会務を分担する。

2. 理事は、会員総会において会員の中から選任する。

(監事)

第 14 条 監事は、本会の会計について監査し、その結果を理事会および会員総会に報告する。

2. 監事は正会員の中から、会員総会において選任される。

3. 監事は他の会務に関わる役職を兼務することはできない。

(評議員)

第 15 条 評議員は理事会の諮問により、必要に応じて意見を具申することができる。

2. 評議員は、理事会において、必要に応じて正会員の中から選任され、会員総会の承認を得るものとする。

(幹事)

第 16 条 会長は会務の円滑な遂行を図るため、理事会の要請に基づき必要に応じて理事を補佐する幹事を正会員の中から委嘱することができる。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2. 役員が任期中に欠けた場合には、所定の手続きに従って補充するものとする。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員罷免)

第 18 条 役員が会務を著しく混乱させたり、本会の名誉を傷つける等、その職にふさわしくない行為を行った場合には、理事会の 3 分の 2 以上の賛成多数による議決、および会員総会の承認を経てこれを解任することができる。ただし、この場合理事会は本人に弁明の機会を与えなければならない。

2. 監事はその職務を不正に行った場合には、会員総会においてこれを解任することができる。

第4章 事業活動

(研究大会)

第 19 条 全国学術研究大会は年 1 回開催するものとする。

(委員会)

第 20 条 本会の事業活動を推進するため委員会を置く。

2. 本会に次の常任委員会を置く。

1. 全国学術大会委員会

2. 学術誌編集委員会 (和文雑誌の編集・刊行)

3. 国際学術交流委員会 (英文雑誌の編集・刊行を含む)

4. 会報およびホームページ委員会 (ニューズレター、観光情報収集・提供)

5. 出版委員会 (単行本の発刊)

6. 事業企画委員会

7. 学会賞選考委員会

3. 理事会は第1項の目的に従って、期限を限って特別委員会を設置することができる。
4. 委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
5. 委員会は委員長（1名）、副委員長（1名以上）、委員（若干名）で構成される。

第5章 会議

（会員総会）

第21条 会員総会は、正会員および法人会員をもって構成される本会の最高決定機関である。

2. 会員総会には、毎年1回学術研究大会の際に開催される定期会員総会と必要に応じて開催される臨時会員総会とがある。
3. 会長は次のような場合に臨時会員総会を招集するものとする。
 - （1）理事会が必要と認めた場合。
 - （2）正会員の10分の1以上の開催要請があった場合。

（理事会）

第22条 理事会は、毎年学術研究大会の際に開催される他、必要に応じて会長が召集する。

2. 会長は理事の3分の1以上の開催要請があった場合に理事会を招集するものとする。

（評議員会）

第23条 評議員会は、理事会が必要と認めたとき会長が召集する。

第6章 その他

（学会賞）

第24条 会員の優れた研究業績、および本会の発展に特に功労のあった者を称え、これを表彰する。

2. 表彰規定は別に規定する。

（会則の改定）

第25条 本会則の改正は、理事会、もしくは正会員・法人会員の10分の1以上の発議に基づき、会員総会における出席正会員・法人会員の3分の2以上の賛成による議決を必要とする。

（解散）

第26条 本会の解散は、理事会の議決を経て、会員総会における出席正会員・法人会員の4分の3以上の賛成による議決を必要とする。

付則

本会則は、令和3年1月11日より施行される。

以上